部長及び参事官
殿
所　属　長

刑企発第３３号
（生企、地域、少年、人対、サ対
捜一、捜二、組対、交企、交指
交機、高速、備一、備二）
令和６年２月９日
５年保存（口訓）
本　部　長

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う運用上の留意事項について（通達乙）

第211回国会において成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第28号。以下「改正法」という。）により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が改正され、被害者等の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備が行われ、また、改正法の一部施行に伴う犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）等の一部改正（以下、改正後の犯罪捜査規範を「改正犯捜規」という。）については、「刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則の制定について（通達乙）」（令和６年１月17日刑企発第26号）においてその概要を示達したとおりであり、改正法の一部施行の日である本年２月15日から施行されるところ、改正法の一部施行及び犯罪捜査規範等の一部改正に伴う運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、これまで、被害者等の氏名等の情報の保護については、犯罪捜査規範第11条のほか、「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について（通達乙）」（平成31年４月24日刑企発第198号。以下「旧通達」という。）に基づき、被疑事実の要旨の記載等における配慮を行ってきたところであるが、改正法の一部施行となる本年２月15日をもって旧通達は廃止する。

記

第１　逮捕状に代わるものの交付の請求等に係る留意事項

１　逮捕状に代わるものの交付の請求の対象について

改正法による改正後の刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第201条の２第１項において、司法警察員は、必要と認められるときは、被害者等の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）の記載がない逮捕状に代わるものの交付の請求をすることができる旨が規定されている。

当該請求が可能な場合は同項第１号及び第２号に掲げられているところ、これらに該当する場合は、被疑者に個人特定事項を秘匿する必要がないと考えられる場合を除いて、逮捕状に代わるものの交付の請求を積極的に検討し、再被害・二次被害が生じないよう必要な措置を講ずるよう徹底すること。

なお、当該請求時には、被害者等が同項第１号及び第２号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて請求すること。

２　被疑事実の要旨の記載について

逮捕状に代わるものの交付があったときは、被疑者を逮捕するに当たり、逮捕状に代わるものを被疑者に呈示することができる（刑訴法第201条の２第２項及び第３項）とされているところ、これは、被害者等の情報を保護しつつ、被疑者を逮捕するにあたり被疑者に理由なく逮捕されるものではないことを保障するものであるから、逮捕状に代わるものの被疑事実の要旨は、犯罪事実を特定し、他の犯罪事実との識別が可能な程度に具体的かつ明確に特定することが求められることを前提として、作成すること。

３　逮捕状に代わるものの交付の請求の方法について

逮捕状の請求と同時に逮捕状に代わるものの交付の請求を行う場合には、逮捕状請求書において、個人特定事項が記載された被疑事実の要旨を記載するとともに、逮捕状に代わるものの交付の請求も行う旨が明らかとなるよう記載するほか、逮捕状に代わるものの交付請求書において、個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨を記載すること。

また、改正犯捜規第125条により、逮捕状の請求と同時に逮捕状に代わるものの交付の請求を行う場合にも、令状等請求簿を記載する必要があるところ、当該逮捕状の請求と逮捕状に代わるものの交付の請求について、備考欄に記載するなどして同時に行われたことが明らかとなるように記載すること。

その他、逮捕状に代わるものの交付の請求をしておらず、逮捕状の発付のみ受けていた事件について、被害者等の個人特定事項を秘匿する必要が生じた場合には、当該逮捕状を一度返納した上で、再度逮捕状と逮捕状に代わるものの交付を同時に請求すること。

４　逮捕状に代わるものの交付等を受けた際の対応について

裁判官から逮捕状の発付及び逮捕状に代わるものの交付を受けた場合には、それらの記載内容に誤りがないことを直ちに確認することに加え、当該逮捕状の欄外の事項にも誤記載や記載漏れがないか確認すること。

また、逮捕状に代わるものを保管する際には、逮捕状と取り違えることがないようにすること。

5　逮捕状に代わるものの呈示等について

改正犯捜規第126条第６項の趣旨も踏まえ、逮捕状の発付及び逮捕状に代わるものが交付され、逮捕状に代わるものを呈示して被疑者を逮捕する予定の事件又は逮捕した事件においては、被疑者との会話はもとより、捜査員同士での会話等においても被疑者に被害者等の個人特定事項を推察させるような事項を発言することがないように徹底すること。

また、逮捕状に代わるものの交付を受けており、被害者等の個人特定事項を秘匿する必要があるにもかかわらず、万が一被疑者に逮捕状を呈示した場合には、その旨について捜査報告書を作成するほか、再被害等のおそれがある場合には、速やかに被害者等に連絡するなど、必要な対応を講ずること。

6　取調べ時の対応について

弁解録取を含む取調べにおいて、逮捕状に代わるものにおいて秘匿された個人特定事項について被疑者に告げないようにするなど、被疑者に被害者等の個人特定事項が知られないようにすること。

7　送致時の対応について

逮捕状に代わるものの交付を受けた事件については、被害者等の個人特定事項を秘匿した事件であることを検察官に確実に引き継ぎ、勾留手続においても、その必要性等が認められる場合には被害者等の個人特定事項の記載がない勾留状に代わるものの交付の請求等の秘匿措置が執られるようにする必要があることから、当該事件を送致する際には、送致書等（追送致書を含む。以下「送致書等」という。）の上部中央箇所の余白部分に「秘匿」のゴム印を朱色で押印表記し、明確にすること。

なお、逮捕状に代わるものの交付を受けた事件を送致する際に、「捜査指揮に関する規程の運用解釈等について（通達甲）」（平成28年３月30日刑企発第170号）に定められた犯罪の情状等に関する意見の別記様式を使用する場合は、同様式の連絡事項欄に「逮捕状に代わるものあり」と記載し、同様式を使用しない場合は、送致書等の「犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見」欄や「備考」欄等の適宜の箇所に同様の記載をして、秘匿措置を講じた事件であることを明確にすること。

8　被害者等の意向への配慮について

被害者等が個人特定事項について被疑者に知られたくない旨の意向を示した場合には、上申書、供述調書、捜査報告書等において当該意向を記録化し、部内で共有すること等により部内に確実に周知するとともに、検察官や

裁判官に確実にその意向を伝達するなど、被害者等の意向に配慮した対応を徹底すること。

第２　現行犯逮捕又は緊急逮捕の場合に係る留意事項

刑訴法では、現行犯逮捕又は緊急逮捕を行う場合には、逮捕状が存在しない又は逮捕状の呈示が予定されていないことから、その場合における捜査段階での被害者等の個人特定事項の秘匿措置については規定が設けられていない。しかし、その場合であっても、再被害・二次被害が生じないようにする必要性に変わりはない上、勾留請求以降の手続において被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられることが考えられることを踏まえれば、勾留請求以降の手続において被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられると考えられる事件については、現行犯逮捕又は緊急逮捕をした場合についても、警察における捜査段階から被疑者に対し被害者等の個人特定事項が知られないようにする必要がある。そのため、前記の必要がある場合で、被疑者を現行犯逮捕又は緊急逮捕したときに、弁解録取に当たり被疑者に犯罪事実の要旨を告げる際には、個人特定事項を秘匿した犯罪事実の要旨を作成するなどして、個人特定事項を秘匿した犯罪事実の要旨を告げるようにするほか、弁解録取を含む取調べにおいて、秘匿する必要がある個人特定事項を告げないようにするなど、改正法等の趣旨を踏まえて適切に対応すること。

また、緊急逮捕の場合に、緊急逮捕状の発付を受けた際には、被害者等の個人特定事項が記載された被疑事実の要旨を被疑者に呈示しないようにすること。

なお、現行犯逮捕又は緊急逮捕を行った事件の勾留請求以降の手続においては、被疑者に告げた個人特定事項を秘匿した犯罪事実の要旨、犯罪事実を秘匿措置とした事由及び秘匿した箇所を捜査報告書に記載し、逮捕状に代わるものが交付された事件を送致する場合と同様に、送致書等の上部中央箇所の余白部分に「秘匿」のゴム印を朱色で押印表記し、被害者等の個人特定事項を秘匿した事件であることを検察官に確実に引き継ぐこと。

第３　在宅事件の場合に係る留意事項

在宅事件における捜査段階での被害者等の個人特定事項の秘匿措置については、刑訴法上定められていないものの、在宅事件であっても、再被害・二次被害が生じないようにする必要性に変わりはない上、公訴提起に当たって被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられることが考えられることを踏まえれば、公訴提起に当たって被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられると考えられる事件については、警察における捜査段階から、被疑者に対し、被疑事実の要旨に記載された被害者等の個人特定事項を被疑者

に知られないようにする必要がある。

そのため、上記の必要がある場合で、在宅事件として被疑者を取り調べる際には、秘匿する必要がある個人特定事項を告げないようにするなど、改正法等の趣旨を踏まえて適切に対応すること。

なお、被疑者に告げた個人特定事項を秘匿した犯罪事実の要旨、犯罪事実を秘匿措置とした事由及び秘匿した箇所について捜査報告書に記載し、逮捕状に代わるものが交付された事件を送致する場合と同様に、送致書等の上部中央箇所の余白部分に「秘匿」のゴム印を朱色で押印表記し、被害者等の個人特定事項を秘匿した事件であることを検察官に確実に引き継ぐこと。